

# 水道メーターの取替を実施します

問柳井地域広域水道企業団  
☎0820-25-0257

柳井地域広域水道企業団では、適切な水道使用量を測るため、計量法に基づく検定有効期間の8年に近づいた水道メーター(量水器)の取替交換をしています。

令和8年度も検定有効期限の1年前のものについて順次、取替作業を行います。

## ■取替作業について

### ◇作業実施者

柳井地域広域水道企業団および指定給水装置工事事業者

### ◇作業時間

10分程度

※作業中は水道が使用できません。

### ◇立ち合いについて

立ち合いは原則不要

※不在の場合も作業を実施します。

※水道メーターが車の下や家屋内にある場合などは、立ち合いをお願いします。

### ◇注意事項

取替作業終了後、一時的に空気の混入による白い水や濁った水が出る場合があります。最初に水道を使用するときは、蛇口をゆっくり開けて、しばらく水を出してください。

量水器ユニットBOX



水道メーター(量水器)

## ▼取替対象メーターの確認方法

水道使用量の検針後に各家庭に配布している、『使用水量のお知らせ』のメーター番号で確認して下さい。

令和8年度取替対象番号

**3809-001 ~ 3904-999、0905-001 ~ 0907-999**

使用水量のお知らせ

様

用者番号

メーター番号 口径

使用月 平成 年 月 年 月分

## ■取替費用について

取替費用は柳井地域広域水道企業団が負担

※作業中に給水設備に劣化・腐食・破損などが見つかった場合、交換・修理を要請することがあります。契約者負担になる場合は事前に相談します。

## 高齢者福祉タクシー利用助成のご案内

問健康保険課 長寿支援係 ☎52-5809

通院、買い物などの外出が困難な高齢者の閉じこもりを防ぐために、タクシー利用の初乗料金を助成しています。不明な点はお問い合わせください。

### ◇資格証明書の交付条件

対象者	助成内容
運転免許のない75歳以上の人のみの世帯で在宅の人	1月あたり4枚の割合でタクシーの初乗り運賃の割引証を交付します。
家族が仕事などの理由で、週に5日以上は、日中に運転免許のない75歳以上の人のみとなる世帯で在宅の人	1月あたり2枚の割合でタクシーの初乗り運賃の割引証を交付します。

### ◇申込み

申請書を健康保険課窓口(1階⑦窓口)に提出してください。

申請書には民生委員の意見が必要となりますので、地域の民生委員に相談してください。